那霸市公報

第1562号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

	条	例	
町名の変更等に伴う関係条例の)整理に関する	5条例(区画整理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	383
	規	則	
		こ関する規則の一部を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・] 687
	告	示	
個人情報業務届出書の公表につ	いて(総務課		390
	公	告	
		築業務」に関する情報提供依頼につ	วเ 692
那覇広域都市計画防災街区整備	請地区計画の原	原案について(都市計画課)・・・・・・6	393
仮換地の使用収益開始日の通知	ロの公示送達は	こついて(区画整理課)・・・・・・・(394
-	上下水道局	規程	
那覇市排水設備指定工事店規程	星の一部を改正	Eする規程······(695
-	上下水道局	告示	
那覇市上下水道局指定給水装置	置工事事業者(D指定について・・・・・・・・・・・ (697

教育委員会規則

覇市公報

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	697
固定資産評価審査委員会規程	
那覇市固定資産評価審査委員会規程等の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	703

______ 条 例

那覇市条例第36号 平成23年11月10日 公 布 済

町名の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

町名の変更等に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(1972年那覇市条例第15号)の一部 を次のように改正する。

改正前	改正後	
[別表 別記]	[別表 別記]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

可茲 (第4米)	P157	
名称	位置	管轄区域
那覇市西	[略]	[略]
消防署		久茂地1丁目 久茂地2丁目 久茂地3丁目
		字古波蔵の一部
		住吉町1丁目 住吉町2丁目 住吉町3丁目
		字楚辺 楚辺1丁目 楚辺2丁目
		字高良 高良1丁目 高良2丁目 高良3丁目
		[略]
		辻1丁目 辻2丁目 辻3丁目
		字壺川 壺川1丁目 壺川2丁目 壺川3丁目
		壺屋1丁目
		[略]
		西1丁目 西2丁目 西3丁目
		字二中前
		東町
		[略]
那覇市中	[略]	[略]
央消防署		字古波蔵の一部 古波蔵2丁目 古波蔵3丁目 古波蔵4丁目
		[略]

[改正後 別記] 別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市西	[略]	[略]
消防署		久茂地1丁目 久茂地2丁目 久茂地3丁目
		住吉町1丁目 住吉町2丁目 住吉町3丁目
		楚辺1丁目 楚辺2丁目 楚辺3丁目
		字高良 高良1丁目 高良2丁目 高良3丁目
		[略]
		辻1丁目 辻2丁目 辻3丁目
		壺川1丁目 壺川2丁目 壺川3丁目
		壺屋1丁目
		[略]
		西1丁目 西2丁目 西3丁目
		東町
		[略]
那覇市中	[略]	[略]
央消防署		字古波蔵 古波蔵2丁目 古波蔵3丁目 古波蔵4丁目
		[略]

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の 一部を次のように改正する。

pp c p t - c - p t - p t - p t		
改正前	改正後	
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]	
備考 前条の表備考1及び2の規定は、この	表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

事業の名称	施行地区に含まれる地域	の名称	工区及び工区に含ま
			れる地域の名称
[略]			
那覇広域都市計画事業壺	壺川1丁目	全部	
川土地区画整理事業	壺川2丁目		
	壺川3丁目		
	字壺川阿手川原	一部	
	泉崎2丁目		
	旭町		
[略]			

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称		工区及び工区に含ま
			れる地域の名称
[略]			
那覇広域都市計画事業壺	壺川3丁目	全部	
川土地区画整理事業	泉崎2丁目	一部	
	旭町		
	壺川1丁目		
	壺川2丁目		
[略]			

付 則

この条例は、平成23年11月14日から施行する。

規則

那覇市規則第47号

平成23年11月10日 公 布 済

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年那覇市規則第56号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
[別表 別記]	[別表 別記]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成23年11月14日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
[略]	
第2分団	字上之屋、泊1丁目、泊2丁目、泊3丁目、字安里、安里1丁目、安里 2丁目、安里3丁目、若狭3丁目、前島1丁目、前島2丁目、前島3丁目、 牧志2丁目、牧志3丁目、 <u>產屋1丁目</u>
[略]	
第4分団	旭町、泉崎2丁目、字 <u>壶川、字二中前、字楚辺</u> 、楚辺1丁目、楚辺2 丁目、樋川1丁目、樋川2丁目、字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、字 古波蔵、古波蔵2丁目、古波蔵3丁目、古波蔵4丁目
[第5分団]	字古島、字真嘉比、字大道、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川 3丁目、三原1丁目、三原2丁目、 <u>壶屋2丁目</u>
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
[略]	
第2分団	字上之屋、泊1丁目、泊2丁目、泊3丁目、字安里、安里1丁目、安里 2丁目、安里3丁目、若狭3丁目、前島1丁目、前島2丁目、前島3丁目、 牧志2丁目、牧志3丁目、 <u>壺屋1丁目</u>
[略]	
第4分団	旭町、泉崎2丁目、 <u>壺川1丁目、壺川2丁目、壺川3丁目</u> 、楚辺1丁目、 楚辺2丁目 <u>、楚辺3丁目</u> 、樋川1丁目、樋川2丁目、字与儀、与儀1丁

	目、与儀2丁目、字古波蔵、古波蔵2丁目、古波蔵3丁目、古波蔵4 丁目
第5分団	字古島、字真嘉比、字大道、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川 3丁目、三原1丁目、三原2丁目、 <u>壺屋2丁目</u>
[略]	

示

那覇市告示第 112 号 平成 23 年 11 月 7 日 済 掲 示

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づ き、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成23年10月26日

那覇市長 様

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

が朝中国人間報体機不列第1本第1項の規定により、人のともり出り出より。											
届	出 番	号				届出担当課	学務	果電	話640	0-300	2
個人情報管理責任者			学務課長								
業	務の名	称	戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者への意 供事業				就学	機会の	り提		
業務の目的			戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者への就学機会を提 供するため、学齢簿に準じた名簿を作成し公立学校へ籍を置く。								
倒力	人情報の対象	者	戦中戦後の混乱期に義務教育を修了していない者								
業者	8の開始年月	Ħ	□ 継	□ 継 続/■ 新 規(平成20年3月24日)							
	基本的事項	思	想・信条	社会的	活動	経済的活動	心	身	そ	Ø	他
	■氏 名		思想	□職	業	□収 入	□健康	状態	異質	話番	号
個	■住 所	□ 9	会 数	日地	位	□資産状況	□容	姿			
人	■性 別	□支持政党		口学	歴	□公租公課	□病	歷			
情	■生年月日	□主義主張		口資	格	□経済取引	□障害	程度			
報	□国 籍	□ź	5.味嗜好	□団体	加入	□公的扶助					
の内	□本 籍		犯壓等	口賞	罰						- 1
容	□続 柄			□学業	成績						- 1
ы	□親族関係			□勤務	成績						
	□婚姻離婚										
	■そ の 他	□- ²	その他	□そ 6	の他	□その他	□その) 他			
個人情報の収集方法 ■本人/□本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)											
個人情報の収集時期 □定期(月~ 月)/■随時											
個人情報の告知方法 □文書 □口頭 □告示 ■申請等 □その他											
個人情報の記録形態			■文書 □図画 □マイクロフィルム □電磁媒体 □その他								
備考		業務を開 不要と誤			F3月に申請す	べきで	あった	Żς.	手続き	きが	

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

告 公

那覇市公告第 175 号 平成 23 年 11 月 7 日 掲 示 済

「インターネットセキュリティシステム構築業務」に関する情報提供 依頼について

インターネットセキュリティシステム構築業務について情報提供依頼を実施す るので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「インターネットセキュリティシステム構築業務」に関する情報 提供依頼
- 2 依頼内容 インターネットセキュリティシステム情報提供書、構築実績、概 算見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 23 年 11 月 30 日 (水) 17 時
- 4 問合せ先 那覇市 企画財務部 情報政策課

担当:與那覇・比屋根・上原

TEL:098-861-0350 FAX:098-862-0619

E-Mail: M-JYOHO001@neo.city.naha.okinawa.jp

- 5 詳細内容 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホー ムページをご確認ください。
- 6 留意事項 本件で提供頂いた情報につきましては、具体的な発注仕様の検討 をする際の参考情報として活用させて頂きます。システム調達時 における提案依頼あるいは競争入札についての指名をお約束す るものではないことをご了承ください。

那覇市公告第 181 号 平成 23 年 11 月 8 日 掲 示 済

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和59年那覇市条例第22号) 第2条の規定により、次のとおり公告し、当該防災街区整備地区計画の原案を公衆 の縦覧に供する。

なお、当該防災街区整備地区計画の原案について、都市計画法(昭和 43 年法律 第 100 号)第 16 条第 2 項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して 3 週間を 経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市 上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 都市計画の種類
 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画
- 2 都市計画の名称農連市場地区防災街区整備地区計画(変更)
- 3 都市計画を変更する土地の区域 那覇市樋川2丁目の一部
- 4 縦覧場所及び意見書の提出先 那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎 5 階、TEL 098-951-3246)
- 5 縦覧期間

平成 23 年 11 月 8 日 (火) から平成 23 年 11 月 22 日 (火) まで (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。)

6 意見書の提出期間

平成 23 年 11 月 8 日 (火) から平成 23 年 11 月 29 日 (火) まで (午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。)

那覇市公告第 183 号 平成 23 年 11 月 14 日 掲 示 済

仮換地の使用収益開始日の通知の公示送達について

次の表の左欄に記載するものに対する土地区画整理法(昭和 29 年法律 119 号) 第 99 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確 知することができないので、同法第 133 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえ て通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

> 那覇広域都市計画事業 真嘉比古島第二土地区画整理事業 施行者 那覇市 代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

書類の送付を	通	知	の	内	容	
氏 名	住 所	,_	•			
崎原 盛恒	那覇市字古島 322	土地区画 換地の使用 所区画整理	月収益開	射始日 0		*** *

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第9号 平成 23 年 11 月 8 日 済 公 布

那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 宮 里 千 里 那覇市排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

那覇市排水設備指定工事店規程(平成17年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のよ うに改正する。

改正前	改正後		
(用語の定義)	(用語の定義)		
第2条 この規程において、次の各号に掲げ	第2条 [略]		
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定			
めるところによる。			
(1) [略]	(1) [略]		
(2) 責任技術者証 責任技術者を証す	(2) 責任技術者証 責任技術者を証す		
るため日本下水道協会沖縄県支部長が	るため <u>沖縄県下水道協会長</u> が発行した		
発行した責任技術者証をいう。	責任技術者証をいう。		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に日本下水道協会沖縄県支部長から発行されている責任技術者 証は、改正後の第2条第2号に規定する責任技術者証とみなす。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 20 号 平成 23 年 11 月 15 日 掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別 紙のとおり告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
397	株式会社 琉泉設備	那覇市首里 石嶺町四丁目 192 番地 8 (3 F)	小橋川 学	平成 23 年 11 月 14 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 12 号

平成 23 年 11 月 14 日 施 行 済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を 次のように定める。

> 那覇市教育委員会 委員長 城間勝

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則 第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成23年11月14日から施行する。

[改正前 別記] 別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
[略]	
城岳小学校	字古波蔵227番地~229番地、304番地~308番地、335番地~345番地、
	348番地~350番地、363番地~387番地
	古波蔵3丁目1番~14番
	字楚辺91番地、95番地~299番地
	楚辺1丁目~ <u>2丁目</u> (全部)
	字壷川346番地~587番地
	壷川1丁目~2丁目(全部)
	壷川3丁目3番地∼5番地
	字二中前114番地~116番地
	樋川1丁目1番~4番、13番~17番、19番
[略]	
開南小学校	旭町(全部)
	泉崎(全部)
	久茂地1丁目1番~5番
	壷川3丁目1番地∼2番地
	松尾1丁目(全部)
	松尾2丁目3番~4番、12番~22番
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域			
[略]				
城岳小学校	泉崎2丁目23番			
	古波蔵3丁目1番~14番			
	楚辺1丁目~ <u>3丁目</u> (全部)			
	壷川1丁目~2丁目(全部)			
	壷川3丁目3番地~5番地			
	樋川1丁目1番~4番、13番~17番、19番			
[略]				
開南小学校	旭町(全部)			
	泉崎(全部。ただし2丁目23番は城岳小学校)			
	久茂地1丁目1番~5番			
	壷川3丁目1番地∼2番地			
	松尾1丁目(全部)			
	松尾2丁目3番~4番、12番~22番			
[略]				

[改正前 別記] 別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

中学校の通学区域

学校名	通学区域	
[略]		
上山中学校	旭町(全部) 泉崎(全部。ただし2丁目103番地は古蔵中学校)	
	久米(全部) 久茂地1丁目(全部)	
	楚辺1丁目(全部) <u>楚辺3丁目1番~2番、3番8号~3番14号、4番~5番、6番1号~6番6号</u> 、 8番~9番	
	辻(全部) 通堂町(全部)	
	西(全部) 樋川1丁目1番~4番、13番~17番、19番	
	東町(全部) 松尾1丁目(全部)	
	松尾2丁目3番~4番、12番~22番 若狭1丁目(全部)	
[略]		
古蔵中学校	泉崎2丁目103番地 字古波蔵(全部)	
	古波藏2丁目~4丁目(全部) 楚辺2丁目(全部)	
	<u> </u>	
	壷川1丁目~3丁目(全部) 字与儀374番地~380番地(375番地~376番地、379番地は寄宮中学	
	校)、394番地~404番地 与儀2丁目(全部)	
5-1-3	字国場899番地~901番地、978番地~987番地、998番地~1001番地、 1015番地~1159番地、1168番地~1187番地	
[略]		

固定資産評価審査委員会規程

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第1号 平 成 23年11月7日 施 行 済

那覇市固定資産評価審査委員会規程等の一部を改正する訓令を次のように定め る。

> 那覇市固定資産評価審査委員会 委員長 里 猛 宮

那覇市固定資産評価審査委員会規程等の一部を改正する訓令

(那覇市固定資産評価審査委員会規程の一部改正)

第1条 那覇市固定資産評価審査委員会規程(平成15年固定資産評価審査委員会規定第1号) の一部を次のように改正する。

改正前

(この規程の趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市固定資産評 価審査委員会条例(昭和 47 年那覇市条 例第78号)第13条の規定に基づき、那 覇市固定資産評価審査委員会(以下「委 員会」という。)の審査の手続、記録の 保存その他審査に関し必要な事項を定 めるものとする。

(委員の除斥及び回避)

第4条 [略]

- (1) [略]
- (2) 委員が審査請求者の後見人、後見 監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、 補助監督人、任意後見受任者、任意後 見人、任意後見監督人、代理人又は同 居人である場合において、これらの者 に係る事案
- (3) 委員が法人の代表者、無限責任者、 取締役、監査役若しくは支配人又はこ れらに準ずべき者である場合におけ る当該法人に係る事案
- 2 委員会は、申立又は職権により委員の 除斥について決定しなければならない。

3~4 [略]

改正後

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、那覇市固定資産評 価審查委員会条例(昭和 47 年那覇市条 例第 78 号)第 13 条の規定に基づき、那 覇市固定資産評価審査委員会(以下「委 員会」という。)の審査の手続、記録の 保存その他審査に関し必要な事項を定 めるものとする。

(会議)

- 第 4 条 委員会の会議は、委員の過半数 の出席がなければ、会議を開き、及び議 決をすることができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数を もって決する。
- 3 委員会の会議は、口頭審理を除き、非 公開とする。

(委員の除斥及び回避)

第5条 [略]

- (1) [略]
- (2) 委員が審査申出人の後見人、後見 監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、 補助監督人、任意後見受任者、任意後 見人、任意後見監督人、代理人又は同 居人である場合において、これらの者 に係る事案
- (3) 委員が法人の代表者、無限責任社 員、取締役、監査役若しくは支配人又 はこれらに準ずべき者である場合に おける当該法人に係る事案
- 2 委員会は、審査申出人若しくは市長の 申立て又は職権により委員の除斥につ いて決定しなければならない。

3~4 [略]

第5条~第6条 [略]

(文書の様式)

- 第7条 委員会が作成する文書には、作 成の年月日を記載して委員会の名称を 記載し、その印章を押さなければなら ない。
- 2 委員長又は書記の作成する文書には、 書記が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の文書には、作成者が毎葉に契 印しなければならない。

第6条~第7条 [略]

(文書の取扱い)

- 第8条 文書の記号は、「那固審第 号」 とし、会計年度ごとの一連番号とする。
- 2 前項に定めるもののほか、事務局の文 書の取扱いについては、市長事務部局の 文書の取扱いの例による。

(傍聴の秩序維持)

- 第 9 条 口頭審理の傍聴をしようとする 者は、委員会において傍聴人名簿に自己 の住所及び氏名を記入し、係員の指示を 受けなければならない。
- 2 審査長は、会場の整理その他必要があ ると認めるときは、傍聴人の入場を制限 することができる。
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなけ ればならない。
 - (1) ロ頭審理の進行中は、発言、写真 撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (2) ロ頭審理の議論に対して、拍手そ の他の方法により、賛否を表明する 等口頭審理の進行を妨げないこと。
 - (3) 傍聴席以外の場所に立ち入らな いこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審査 長の指示に従うこと。
- 4 審査長は、傍聴人が前各号のいずれか に違反するときは、当該傍聴人に対 して口頭審理の会場から退席を命じ ることができる。
- 5 前項の規定により退場を命じられた 者は、速やかに退場しなければなら ない。

(公印)

第10条 [略]

(公印)

第8条 [略]

(文書の送達方法)

第 9 条 文書の送達方法は、使送又は郵 便により行うものとする。

第10条~第11条 [略]

付 則

この規程は、昭和15年4月1日から施 行する。

第11条~第12条 [略]

付 則

この訓令は、昭和 15 年 4 月 1 日から施 行する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改
- 4 2 の条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及び これらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

(那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部改正)

第2条 那覇市固定資産評価審査委員会処務規程(昭和63年固定資産評価審査委員会訓令第 9号)の一部を次のように改正する

2号)の一部を次のように改正する。				
改正前	改正後			
(趣旨)	(趣旨)			
第 1 条 この <u>規程</u> は、那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 78 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、那覇市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。 付 則	第 1 条 この <u>訓令</u> は、那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 78 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、那覇市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。 付 則			
この <u>規程</u> は、昭和 63 年 4 月 1 日から施 行する。	この <u>訓令</u> は、昭和 63 年 4 月 1 日から施 行する。			
備考 前条の表備者の規定は、この表によ				

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市個人情報保護条例施行規程の一部改正)

第3条 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成4年固定資産評価審査委員会訓令第2号)の -部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この <u>規程</u> は、那覇市個人情報保	第 1 条 この訓令は、那覇市個人情報保
護条例(平成3年那覇市条例第21号以	護条例(平成3年那覇市条例第21号 以
下「条例」という。)の施行に関し必要	下「条例」という。)の施行に関し必要

な事項を定めるものとする。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行 する。

な事項を定めるものとする。

付 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行 する。

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市情報公開条例施行規程の一部改正)

第4条 那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年固定資産評価審査委員会訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

改正前

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市固定資産評 価審査委員会の管理する公文書の公開 等について、那覇市情報公開条例(昭和 63 年那覇市条例第 1 号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。

(事務の委任)

第 3 条 那覇市固定資産評価審査委員会 は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第 180 条の 7 の規定に基づき、次に掲げ る事務を市長事務部局の総務部総務課 主幹に委任する。

(1)~(2) [略]

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施 行する。

改正後

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、那覇市固定資産評 価審査委員会の管理する公文書の公開 等について、那覇市情報公開条例(昭和 63 年那覇市条例第 1 号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。

(事務の委任)

第 3 条 那覇市固定資産評価審査委員会 は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第 180 条の 7 の規定に基づき、次に掲げ る事務を市長事務部局の総務部総務課 情報公開担当職員に委任する。

(1)~(2) [略]

付 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施 行する。

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この訓令は、平成23年11月7日から施行する。